

第17回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月26日(火) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 12人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈
5番 西田 和幸 6番 伊藤 忠幸
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志
11番 石井 妙司 12番 坂井 明治
13番 近藤 一祝 14番 黒川 利光
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 3番 西元 道啓 10番 杉本 峯一
15番 宮武 正人
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第6条第1項の規定による報告について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について
第10 後志地方農業委員会連合会管外視察研修について
第11 蘭越町農業委員会先進地視察研修について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議長
(中井会長)

ただいまの出席委員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これから第17回 蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が西元委員、杉本委員、宮武委員 からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、5番 西田委員 と 6番 伊藤委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第16回の総会以降の諸般について、報告します。

10/30 知事表敬訪問 札幌市

11/5~6 後志地方農業委員会連合会管外視察研修 岩見沢市
苫小牧市

11/23 第13回米-1 グランプリ 山村開発センター

11/25 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題とします。

番号1番について上程します。

5番
(西田委員)

番号1番、場所的には、〇〇さん宅の向かいになるところなのですが、その現状は農地・採草放牧地以外と現地を宮武委員・石井委員と3人で見て参りました。以上です。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号7番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和6年11月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成7年2月28日から平成17年2月28日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年11月8日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成7年2月28日から平成17年2月28日及び平成22年2月26日から平成27年2月28日ま

で農地法によるものです。通知年月日は令和6年11月8日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は契約相手を変更するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和4年12月22日から令和5年12月20日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年11月18日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和3年2月8日から令和8年2月7日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年11月15日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和5年9月6日から令和11年9月5日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年11月1日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は昭和59年10月30日から平成6年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年11月13日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成24年4月6日から平成27年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年11月6日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明をお願いします。

14番
(黒川委員)

番号1番、番号2番、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇を〇〇方面に行きますと、〇〇さんの家の裏手ともう一か所がさらに奥に道がありまして、その道路挟んで〇〇側の1筆です。よろしく願いいたします。

番号2番、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所ですけれども、1番で説明した〇〇さんの先ほど説明した場所の隣になります。それとその裏手になります。よろしく願いいたします。

5番
(西田委員)

番号3番、内容に関しましては事務局の説明のとおり契約相手を変更する解約でございます。場所については、〇〇から〇〇に向かい、〇〇を渡って右手にある〇〇さん宅の周りの6筆となります。よろしく願いいたします。

16番
(安田委員)

番号4番から番号7番、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇の向いに看板がございますが、その裏側にある農地です。

番号5番、場所は、〇〇の〇〇挟んで向かい側の奥の道路を〇〇kmほど〇〇の方に上って行った農地です。

番号6番、場所は、〇〇さんの住宅の〇〇挟んで向かい側にある農地です。

番号7番、場所は、〇〇と〇〇さんの住宅の丁度真ん中にある農地です。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

本案の番号1番から7番については、原案のとおり受理することとします。

番号8番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成26年12月22日から令和6年12月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年10月30日、解約成立年月日等は令和6年11月26日です。解約理由は、譲渡するためです。

ご審議お願いいたします。

議 長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

16番
(安田委員)

番号8番、内容に関しましては事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの実家があった場所の裏側と〇〇挟んで向かい側にあります。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号8番については、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号3番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年11月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農場経営の安定化を図るためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和16年11月30日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農場経営の安定化を図るためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和16年11月30日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は農場経営の安定化を図るためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格はで田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利移転の日は、

農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和7年11月30日までの1年間です。

調査書は別紙のとおりです。ご審議お願いします

議長
(中井会長)
14番
(黒川委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所は、先ほどの〇〇さんの家の裏と〇〇寄りの2筆です。

番号2番、内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所は、先ほどの〇〇さんの1番の隣の6筆です。よろしくお願ひいたします。

5番
(西田委員)

番号3番、内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所については、先ほど議案1号で説明された〇〇さんの住宅のまわりの農地です。よろしくお願ひいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告
についてを議題とします。

番号1番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、
農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出の
あった事業報告について、各要件の確認を求める。令和6年11

月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和6年10月24日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

番号1番の農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案について原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号7番について上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和6年11月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設

定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年12月9日から令和11年12月8日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格〇〇円から〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年12月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年1月1日です。譲渡理由は、譲受人の経営規模を拡大するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年12月9日から令和11年12月8日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年12月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年1月1日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年2月1日です。譲渡理由は、貸し付けいていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年1月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年2月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和7年2月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年3月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

12番
(坂井委員)

番号1番、内容につきましては事務局説明のとおりであります。場所なのですが、〇〇から〇〇方面に向かいまして、〇〇を渡りすぐ右へ曲がりまして、〇〇km行きますと、〇〇に上がる道があるのですけれども、その先に行った場所にある圃場になります。よろしく願いいたします。

14番
(黒川委員)

番号2番、内容は事務局説明のとおりです。場所は〇〇の家と〇〇の中間のあたりにある1筆と先ほど出て参りました、〇〇さんの裏手の〇〇側の2筆になります。よろしく願いいたします。

11番
(石井委員)

番号3番、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇から〇〇へ向かいまして、〇〇さんの住宅付近の交差点を左へ曲がりまして、直線で〇〇mほど行きますとまた、交差点がありますが、そこに〇〇さんの住宅があり、その裏側になります。よろしく願いいたします。

16番
(安田委員)

番号4番から番号7番、いずれも内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所ですが、4番は、先ほど議案2号で解約

された土地です。

番号5番、2号議案解約された〇〇の〇〇向かいの〇〇側へ〇〇mほど上がった所にある農地です。

番号6番、〇〇さんの住宅から〇〇挟んで3筆、そして、〇〇の方に少し下がってさらに〇〇m位下がった所に2筆ある農地です。

番号7番、議案第2号で解約された〇〇と〇〇さんの住宅の所の間にある農地です。よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長
(中井会長)
全委員

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
質疑なし

議 長
(中井会長)

本案の番号1番から番号7番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

番号8番について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩とします。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年12月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和7年1月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた土地を譲

渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。
ご審議お願いします。

議長
(中井会長)
16番
(安田委員)

担当委員から補足説明を願います。

番号8番、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、議案第2号で解約された、〇〇さんの実家があった場所の周りになります。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

本案の番号8番については、原案のとおり受理することとします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)
再開します。

日程第9、報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。(別紙 資料)

事務局
(小柳係長)

報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、令和6年11月26日提出、蘭越町農業委員会会長名。

お手元に右上に報告第1号と書かれた利用状況調査リストをお配りさせていただいております。10月21日、22日の2日間で実施いたしました、農地パトロールの調査結果を記載しております。

また、併せて航空写真と現地写真も配布しております。また、

タブレットに現地の場所を入力し、現地確認アプリより参考いただけるようにしておりますので、よろしく願いいたします。なお、備考にマッチング外となっている5筆はタブレット上には表示されませんので紙媒体の資料で場所をご確認ください。

今年度調査した土地の総筆数は50筆、面積が90,783㎡となっております。主に令和4年度に非農地通知を発出したものの、所有者による地目変更登記が行われていない土地となります。

調査結果といたしましては、遊休農地が3筆で23,666㎡非農地が47筆で67,117㎡となっております。

今後の手続き等につきましては、遊休農地の3筆について農業委員会から意向調査を送付することとします。非農地とする土地につきましては、備考に新規と記載している筆は土地所有者へ町長の職権による一括地目変更登記への異議が無いかの意思確認をした後に、それ以外の筆は既に同意書を提出していただいているのでそのまま農地専門委員会に諮り、その後、総会議決を経て町税務部局を通じて、法務局へ一括地目変更登記申請を行います。申請時期は法務局の都合により、来年の雪解け以降となっております。

以上です。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程第10、報告第2号 後志地方農業委員会連合会管外視察研修について、

安田委員より報告をお願いします。

16番
(安田委員)

後志地方農業委員会連合会管外視察研修について報告いたします。11月5日から6日にかけて行って参りました。15町村、52名の参加でした。蘭越からは中井会長、近藤協議委員会長、杉本委員、伊藤委員、黒川委員、坂野委員、高田局長、小柳係長、私の9名で参加しました。1日目は岩見沢市にある株式会社キセキ北海道の本社事務所と近隣の市と町をカバーする大きな工場を

見て参りました。事務所では最新の機械の説明を、工場では20台くらい入る機械の保管等施設の説明を受けてきました。夕方からは懇親会で近隣の農業委員さんを交えて意見交換をして参りました。2日目は苫小牧市の苫東ファーム株式会社を視察しました。こちらの会社は清水建設等6社が出資して2014年に設立した会社で約4ヘクタールの敷地にビニールハウスで苺の生産と販売をしております。設立から毎年1億以上の赤字が続いていましたが、3年前より清水建設から社長と社員数名が出向して参りまして、立て直しをしています。立て直しの中身としては、環境制御の見直しや高温資材の導入でのコスト削減、暑熱対策設備の見直し、夏苺の増収AIセンサ機の導入での業務の効率化と品質向上UVDランプの導入で病害虫の予防とのことです。このUVDランプというのは警棒状の様な見た目で1日に何時間か照射するだけでダニ対策等に有効だそうです。そして今まで廃棄していた規格外の小粒苺をSDGs商品として商標登録して販売したそうです。その結果、赤字解消したそうです。

以上で報告を終わります。

議長
(中井会長)

ただ今、安田委員から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程第11、報告第3号 蘭越町農業委員会先進地視察研修について、西田委員より報告をお願いします。

5番
(西田委員)

11月11日から13日まで2泊3日で宮城県と岩手県へ行って参りました。参加者は、私を含む農地専門委員7名と小柳係長の計8名です。1日目は宮城県登米市にありますJAみやぎ登米南方町水稻部会を視察しました。JAみやぎ登米組合員とその家族で構成される部会で有機JASに先進的に取り組まれており13経営隊が有機JASの認定を受けております。JAの会議室にて部会長・副会長・JA担当者3名から作業状況や出荷状況に及び今後の課題などについて話してきました。その中で令和5年の有機JASの作付けはひとめぼれ28町、除草については合鴨ロボットで行っているということです。一番大変なのは、機械の清

掃と洗車だと話しておりました。最後に言っていたのは、東日本大震災の原発後のお米を販売するのはすごく苦労されたという事を言っておりました。2日目なのですけれども、午前中に岩手県の一関市にあります一関地方有機農業推進協議会を視察しました。こちらの団体では市内で活動している有機農産物生産組合が母体となり、平成20年4月から有機農産物の作付け面積の拡大に向けて活動しています。一関市役所の会議室にて代表・副代表と農家の方々と市の農業物流課の担当係長、及び農業流通センターの職員3名の計6名の方と意見交換を行いました。その中で印象だったのは有機への取組面積の大きさと、かなり広い面積で取り組まれている法人も多いとのことでした。副代表の方の法人も4町取り組まれているとのことでした。4町の副代表の方は、慣行も21町作付けされてて、その中の作付けに対しては、有機に近いというか特裁に近く、殺虫剤はしない、殺菌剤は少々されているということでした。除草に対しては、代掻きを移植ギリギリまでに2回するという事と、田植え後は、除草機を出始めたらその都度やるという方法をしているそうです。また、カメムシへの対策については、穂先に蜘蛛の巣があると捕食してもらえんというようなことを言っておりました。その後ホントかなって話があったのですがすけれども、昼食を食べる会場に蜘蛛がいたのですけれども、とても大きく、これなら捕食するかな、と感じられました。午後から、北上市にある株式会社西部開発農産にて、スマート農業などについて研修させて頂きました。法人の生産部長と農研機構の職員2名に対応させて頂きました。この法人については、かなり大規模に経営を行っており従業員数は、パートを含めて110名のべ3,000筆と1,000町を超える面積を作付けしております。ここではICT利用による湿害リスクを診断し、対策をすることということで、一例としてトラクターで引きながら暗渠パイプと籾殻を入れていくという方法があるそうです。また、毎年離農される農家さんがおり20町位の面積の移動がでているとのこと、それに対する受け手としては、農家さんの法人化が多くて1,000町、500町、300町などの大規模農家さんがいるのでそこで大体振り分けているそうです。3日間そういった所の視察をしてきた報告であります。

議長
(中井会長)

ただ今、西田委員から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員	質疑なし。
議長 (中井会長)	<p>以上で、よろしいですか。</p> <p>続きまして、 その他の報告を事務局からお願いします。</p>
事務局 (高田局長)	<p>次回総会は12月19日(木)午後3時30分からを予定しておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。</p> <p>その他の報告としましては、11月27日から2泊3日の日程で、地方連会長である中井会長と、副会長である岩内町長谷川会長、古平町金澤会長と私が全国農業委員会代表者集会に出席してまいります。</p> <p>後志地方連独自の活動として、11月27日に北海道4区選出衆議院議員である大築代議士、翌28日に中村代議士に対して要望書を提出する予定です。</p> <p>その他にも、この3日間の中に、農業会議主導による道選出の衆議院議員、参議院議員20名に個別要請活動を行う予定でありますので、国会議員にはこのことを強く要請して欲しい、ということがありましたら、中井会長までお願いします。</p> <p>以上で私からの報告を終わります。</p>
事務局 (小柳係長)	<p>私からはまず、配布した農業委員会手帳です。2025年のカレンダーや関係法令などが記載されていますので、日々の活動に活用してください。</p> <p>次に委員報酬についてです。指定口座へ4月から12月分を来月中旬頃を目途に振り込む予定です。</p> <p>次に12月6日(金)に倶知安町で開催の地区別農業委員等研修会についてです。案内文書を配布しておりますが、当日はバスが12時30分に役場出発ですので、その10分前に正面玄関前に集合願います。なお、事務局は会場準備のために先に会場入りしております。</p> <p>以上です。</p>

議 長
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第17回 蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩